

事務連絡
令和2年4月13日

各区市 生活困窮者自立支援制度 御担当者 様

東京都福祉保局生活福祉部地域福祉課

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮者自立支援法に基づく
任意事業の広域実施（一時生活支援事業）の利用休止について

平素より、東京都の福祉・保健行政にご尽力いただきありがとうございます。

標記生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の広域実施による一時生活支援事業については、TOKYOチャレンジネットの一時住宅を活用しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る都における対応として、TOKYOチャレンジネットの一時住宅事業の拡充により、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時的居所の確保等を進めており、その対応を優先する必要があることから、4月8日から当面の間、法に基づく任意事業の広域実施としての一時生活支援事業の利用を休止いたします。

ご不便をおかけいたしますが、御理解・御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【担当】

福祉保健局生活福祉部地域福祉課生活援助担当

TEL：03-5320-4572

E-mail：S0410508@section.metro.tokyo.jp